

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
附属小・中学校を置く各公立大学法人附属学校主管課 御中  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」における切り欠き加工が  
施されていないミニレターの取扱いについて（依頼）

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「こどもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」といいます。）事業への協力につきましては、本年4月7日付けの当課事務連絡「令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業について（依頼）」により依頼させていただいているところですが、この度、法務省人権擁護局調査救済課長より、別添のとおり、切り欠き加工が施されていないミニレターの取扱いについての周知依頼がありました。

また、本年4月7日付け、法務省人権擁護局長依頼において、「本年5月下旬から順次、各小・中学校等にミニレターを送付する予定」とされていたところ、今般の事情により、一部の学校においては、例年より1週間程度、ミニレターの送付が遅れる可能性があるとのこと。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課及び各公立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますよう、お願いいたします。

（添付資料）

- ・「令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」における切り欠き加工が施されていないミニレターの取扱いについて（依頼）」（令和5年6月2日 法務省人権擁護局調査救済課長）
- ・「令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業について（依頼）」（令和5年4月7日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03-5253-4111（内線3297）

令和5年6月2日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長

( 公 印 省 略 )

令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」における切り欠き加工が施されていないミニレターの取扱いについて（依頼）

平素は、法務省の人権擁護機関の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「こどもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」といいます。）事業への協力につきましては、本年4月7日付け当局局長依頼によりさせていただいているところ、ミニレターは、視覚障害者向けに音声コードを利用するための切り欠き加工が施されたもの〔別添資料①〕と、切り欠き加工が施されていないもの（ただし、切り欠き加工を施す場合の切り欠き位置が印刷されているもの）〔別添資料②〕の2種類を作成しています。

本年5月23日からそれら2種類のミニレターを小・中学校等に順次送付しているところ、今般、切り欠き加工が施されていないミニレターの一部について、切り欠き加工を施す場合に切り取るべき箇所を示した破線が印刷されていないもの〔別添資料③〕があることが判明しました。

破線の印刷されていないミニレターが利用できないということではありませんが、各法務局に対しては、既にミニレターを送付した小・中学校等から、切り欠き加工が施されたミニレターが欲しいという要望があった場合は、障害者に対する合理的配慮の観点からも、速やかに対応するよう指示をしていますので、小・中学校等において、切り欠き加工が施されたミニレターが不足した場合は、法務局に御連絡をいただきたく存じます。

つきましては、小・中学校等に対して、その旨周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 山内

電話 03-3580-4111 (内線 2715)

①切り欠き加工が施されたもの



②切り欠き加工が施されていないもの（ただし、切り欠き加工を施す場合の切り欠き位置が印刷されているもの）



③切り欠き加工を施す場合に切り取るべき箇所を示した破線が印刷されていないもの



事務連絡  
令和5年4月7日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
附属小・中学校を置く各公立大学法人附属学校主管課 御中  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業について（依頼）

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、法務省人権擁護局から、別添の「令和5年度『こどもの人権SOSミニレター』事業実施要領」に基づき、「こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を、法務局・地方法務局の職員等が全国の小・中学校等に対し配布に係る協力依頼を行うとの連絡がありました。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課及び各公立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

子供をめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案や家庭内における児童虐待の事案が数多く発生しているほか、いわゆる宗教2世・3世と呼ばれる子供が抱える悩みが耳目を集めるなど、以前として大きな社会問題となっているところです。これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目の付きにくいところで発生することが多く、被害者である子供自身も、教師や親、友人などの身近な人にも相談しにくいことから、重大な結果が生じてから発覚する例が少なくありません。

身近な人にも相談できない子供たちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子供をめぐる様々な人権問題の解決に当たることが重要です。

各位におかれては、この事業の目的を御理解いただき、積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・「令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業への協力方について（依頼）」（令和5年4月7日法務省権調第45号法務省人権擁護局長）
  - ・令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業実施要領
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（令和4年度版）
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（令和4年度版）
- ※実際に配布される「こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、令和5年度版として現在製作中のものになります。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03-5253-4111（内線3297）

法務省権調第45号  
令和5年4月7日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事 殿  
附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿  
附属小・中学校を置く各公立大学法人学長 殿  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長  
(公印省略)

令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業への協力方について  
(依頼)

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、こどもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案や家庭内における児童虐待の事案が数多く発生しているほか、いわゆる宗教2世・3世と呼ばれるこどもが抱える悩みが耳目を集めるなど、依然として大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで発生することが多く、被害者であるこども自身も、教師や親、友人などの身近な人にも相談しにくいことから、重大な結果が生じてから発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、身近な人にも相談できないこどもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的として、平成18年度から、標記

事業に取り組んでいます。

「こどもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」といいます。）は、便箋と料金受取人払の封筒が一体となったもので、全国の小・中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部及び中学部）及び中等教育学校（前期課程）の児童・生徒に配布しています。ミニレターに悩みごとを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局に届き、法務局職員及び人権擁護委員が一通一通読んで全てに返事をしています。

本年度も、引き続き同事業を実施することとなり、本年5月下旬から順次、各小・中学校等にミニレターを送付する予定です。

つきましては、今後、法務局職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、ミニレターの配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成30年12月27日付け30受初児生第5号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日付け文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 山内

電話 03-3580-4111（内線 2715）

# 令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

## 1 目的

学校におけるいじめや児童・生徒に対する暴行・虐待など子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっている。

法務省の人権擁護機関では、このようなこどもの人権問題への対応策として、令和5年度も、封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化した「こどもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校の児童・生徒等に配布する。

本事業は、教師や保護者など身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、法務省の人権擁護機関の相談窓口等（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネット、SNSによる相談等）を子どもやその保護者に周知することを目的とする。

## 2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下「学校等」という。）の児童・生徒全員並びにその他児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童

## 3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

## 4 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5 実施方法

(1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）が行うもの

ア 本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、各都道府県・指定都市教育委員会、各都道府県私立学校、附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校、附



属小・中学校を置く各公立大学法人附属学校及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課に対し、厚生労働省を通じ、各児童相談所に対して協力を要請する。

イ 令和5年5月下旬から同年7月上旬にかけて、発送業者を介して、法務局が指定する場所に製作者が製作したミニレターを送付する。なお、児童相談所を通じて児童に配布するミニレターについては、法務局に送付する。

(2) 法務局が行うもの

ア (1)アの協力要請後、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会及び児童相談所に対して、本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。

イ 本事業の実施に当たり、学校等に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童又は生徒への配布について協力を要請する。

なお、要請の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配慮する。

ウ 都道府県連合会と役割分担及び具体的実施方法等について協議の上、本事業を実施する。

エ 学校等へのミニレターの配布及び児童・生徒から送付されたミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行う。

オ 児童・生徒から送付されたミニレターについては、人権相談として取り扱い、相談内容の秘密を厳守する。いじめ、児童虐待等の重大な事案が疑われる場合には、人権侵犯事件として調査を開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。

なお、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示して差し支えない。

カ 都道府県連合会と連携し、学校等へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を、四半期ごとに、各四半期の末月の翌月10日までに、別途指定するフォルダに格納してある別紙様式に記入する。また、毎月のミニレターへの対応結果については、人権擁護事務支援システムにより所定の項目を入力して報告する。

# 子どもの人権 SOS

## ミニレター

悩みを教えて！  
必ず力になるよ！

小学生用



人権イメージキャラクター  
「人KENあゆみちゃん」

人権イメージキャラクター  
「人KENまもる君」

悩みがあったら  
手紙を書いてね

ひみつは  
守るよ

### 子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。  
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。  
お友達が困っているときも相談してね。(切手はいらないよ!)

どんな人が  
返事をくれるの？

人権ってなに？

みなさんの人権を守る仕事  
をしている人権擁護委員や法  
務局の職員が返事をするよ。

人権とは、人が幸せに生きるための権利で、みんなが生まれたときから持っている大切なものだよ。みんなが思いやりの心を持って守られるものだよ。でも、言葉や暴力で傷つけられたり、仲間外れにされたりするのは、人権が守られていないということ。そんなときは、このミニレターを使ってね。

この冊子には、SOSカードの横に音声コードが印刷されています。  
専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

### SOSミニレターは こんなふうにつかってね!

- 1 困っていること、悩んでいることがある人は...
- 2 それをSOSミニレターに書いて、送ろう!
- 3 手紙か電話であなかに返事が来るよ!

例えば

- 友だちからいじめられている
- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた
- 暴力を受けて悩んでいる
- 学校や家族、その他のことで悩みがある

SOSミニレターの他に、「電話」、「メール」、「SNS」で相談することもできるよ。

### 電話で相談

電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。

子どもの人権 **110番** 通話無料

フリーダイヤル 0120-007-110

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

### メールで相談

法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。

子どもの人権 24時間受付 **SOS-メール**

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

インターネット人権相談 検索

こちらからでもアクセスできるよ

### LINEでも相談を受け付けているよ。

LINE **LINEじんけん相談**

@snsjinkensoudan

こちらから友だち追加してください

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

### 子どもの人権 SOS カード

いつでも持っていてね!

人権イメージキャラクター「人KENまもる君」

人権イメージキャラクター「人KENあゆみちゃん」

困ったことをなんでも相談してください。

通話無料 子どもの人権110番

フリーダイヤル 0120-007-110

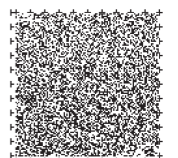
相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。

※あなたの近くの法務局につながります。

※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

音声コードを利用される方に配布する際は、音声コードの位置がわかるように、右下の点線部を丸切り取ってください。



VEGETABLE OIL INK R70

SOSミニレターの送り方

1メッセージを書いたら、真ん中のきりとり線で切りはなします。

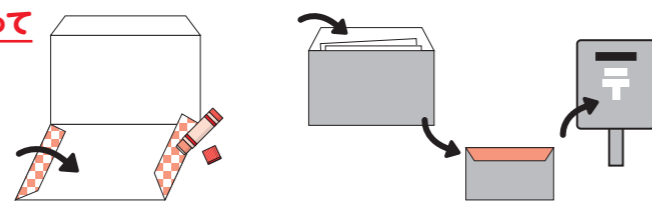
2下のカードを切りはなし、封筒を切り取ります。

きりとり 番号順に切り取り、折って、封筒をつくってね。
やまおり きりとり線に沿って、手でも切り取ることができます。



3やまおり線を順番に折り、「のりづけ」と書いてあるところにのりをつけて封筒を作ります。

のりをつけて、しっかりはってください。



4のりが乾いてから手紙を封筒に入れて封筒の中から手紙が出てしまわないように、しっかりのりではってからポストに入れてください。

切手は2024年3月31日までいりません。

1608792 174

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階(外国人在留支援センター)

東京法務局人権擁護部 (小学生用) 行

切手は2024年3月31日までいりません。

料金受取人私郵便 新宿局 承認 7898 差出有効期間 2024年3月31日まで (切手不要)

困ったときに相談できる連絡先カードです。

切り取って、いつも持っていてね。

切り取って2つ折りにするとカードになるよ。

インターネットでも相談できます。

子どもの人権 SOS=eメール 24時間受付

インターネット人権相談 検索 https://www.jinken.go.jp/kodomo

※申し込んだ後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが送られてきます。

こちらからでもアクセスできるよ



東京法務局 東京都人権擁護委員連合会

Form for personal information: 名前 (Name), 性別 (Gender), 学校名 (School Name), 年組 (Year/Class), 返事の方法 (Response Method), 住所 (Address), 電話番号 (Phone Number).

Form for feelings: 困っていること、悩んでいることは? (What are you struggling with?), 今の気持ちは? (How do you feel now?).

Handwriting practice lines for the response.

Form for the recipient: 手紙に書いた内容を誰が知っていますか? (Who knows the contents of the letter?).



子どもの人権

# SOS

ミニレター



人権イメージキャラクター「人KENまもる君」

悩んでいるあなたへ。  
私たちが必ず力になります。  
相談内容の秘密は守ります。



人権イメージキャラクター「人KENあゆみちゃん」

## 「子どもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です。

あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。お友達が困っているときも相談してください。

※相談には、みなさんの人権を守る仕事をしている人権擁護委員や法務局職員が応じます。

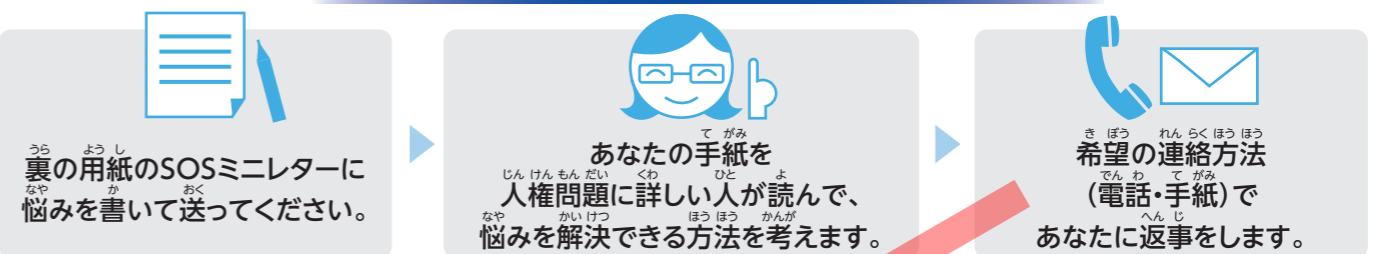


### 人権ってなに？

人権とは一人ひとりが人間らしく生きるための権利です。人は生まれたときから、誰もがこの権利を持っています。言葉や暴力で傷つけられたり、無視されるのは、大切な人権が守られていないということです。私たち法務省の人権擁護機関は、みなさんの人権を守る仕事をしています。

この冊子には、SOSカードの横に音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

### SOSミニレターの利用のながれ



### 例えばこんなときに利用してください

- 友達からいじめを受けている
- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた
- 暴力を受けて悩んでいる
- 学校や家族、その他のことで悩みがある

SOSミニレターの他に、「電話」、「メール」、「SNS」で相談することもできます。

電話で相談 電話料金はかかりません。携帯電話・スマートフォンからもかけられます。

子どもの人権110番 **0120-007-110**  
相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

メールで相談 法務省のホームページでも相談を受け付けています。

子どもの人権SOS-eメール

インターネット人権相談 **検索** **24時間受付**

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

こちらからでもアクセスできます



### LINE × 相談

LINEでも相談を受け付けているよ。



## LINEじんけん相談

@snsjinkensoudan

こちらから友だち追加してください



東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

困ったときに相談できる連絡先カードです。切り取って、いつも携帯してください。



子どもの人権

# SOS

カード

困ったことをなんでも相談してください。

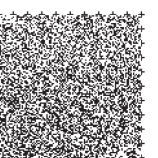
通話無料 **子どもの人権110番**

**0120-007-110**

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。  
※あなたの近くの法務局につながります。  
※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

音声コードを利用される方に配布する際は、音声コードの位置がわかるように、右下の点線部を丸く切り取ってください。



**SOSミニレターの送り方**

①メッセージを書いたら、真ん中のきりとり線で切りはなします。

②下のカードを切りはなし、封筒を切り取ります。

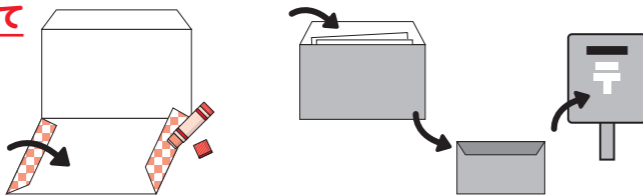
**きりとり** 番号順に切り取り、折って、封筒をつくってね。  
**やまおり** きりとり線に沿って、手でも切り取ることができます。



③やまおり線を順番に折り、「のりづけ」と書いてあるところにのりをつけて封筒を作ります。

④のりが乾いてから手紙を封筒に入れて封筒の中から手紙が出てしまわないように、しっかりのりで貼ってからポストに入れてください。

**のりをつけて、しっかり貼ってください。**



切手は2024年3月31日までいりません。

のりづけ

のりづけ

あなたのことを教えてください。	ふりがな 名前	性別
ご学校名	年 組	
返事はどの方法がいいですか?	<input checked="" type="checkbox"/> 手紙がよい <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 電話がよい(お電話できるのは平日午前8時30分から午後5時15分までです) <input type="checkbox"/> 自分の携帯電話(メールでは返信できません) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
返答希望場所の住所や電話番号を正確に書いてください。	(ここには何も書かないでください。)	
〒住所	電話 ( )	

**困っていること、悩んでいることは?**

いじめのこと いじめ以外の学校のこと 家庭のこと その他

今、困っていること、悩んでいることをこちらに書いてください(いつ、だれに、何をされましたか?)。

1608792  
174

東京都新宿区四谷1-6-1  
四谷タワー13階(外国人在留支援センター)

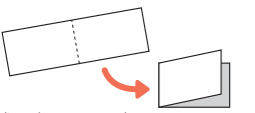
東京法務局人権擁護部 行  
(中学生用)

切手は2024年3月31日までいりません。

料金受取人私郵便  
新宿局 認 7899  
差出有効期間 2024年3月31日まで (切手不要)

困ったときに相談できる連絡先カードです。

切り取って、いつも携帯してください。



切り取って2つ折りにすると携帯しやすいカードになります。

**インターネットでも相談できます。**

子どもの人権SOS-eメール 24時間受付

インターネット人権相談 検索

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

※申し込んだ後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが送られてきます。

こちらからでもアクセスできます



東京法務局  
東京都人権擁護委員連合会

**手紙に書いた内容を誰が知っていますか?**

家族:誰が?( ) 先生 友だち  
その他:誰が?( ) 誰も知らない

書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってください。